

登録の要件

日本米粉協会に登録申請する場合には、次の3つの要件を満たしていることが必要です。

1. ノングルテン米粉を主たる原料（無水物換算 51%以上）として使用し、食品表示法上の小麦に係る特定原材料表示が不要な加工品であって、大麦・ライ麦・オーツ麦を原料として使用していないもの。
2. HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者。
3. 日本米粉協会が主催する講習会を品質・衛生管理責任者が受講した事業者。